

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

訓 令

○公印規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

二

○文書規程の一部を改正する訓令

(同)

三

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

(市町村課)

三

議 会

○公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

三

監 査 委 員

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

四

公 安 委 員 会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

四

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第一号イを削り、同号ロ中「第七条第一項ただし書」の下に「及び第五項ただし書」を、「授業料」の下に「及び受講料」を加え、同号中ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（公安委員会
の所掌事務に関連する事項を目的とするものに限る。）の引受けの許可及び監督に関する事務

第五条第三項第二号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同条第六項第二号中「整備法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定」に改める。

附則に次の一項を加える。

（補助執行の適用除外）

4 当分の間、前項に規定する事故による損害に係る争訟及び損害賠償請求に関する事務については、第五条第一項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前から引き続き高等学校等（県立学校条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第十五号）附則第二項に規定する高等学校等をいう。）に在学する生徒に係る県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の施行に関する事務については、改正前の教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則第二条の表教育委員会の項第一号イの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則
 県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「又は免稅軽油使用者証の交付を申請する場合」を削る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第九号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第九号中「知事の事務を委任した」を削り、同号を同条第八号とする。

別表第一号の表に次のように加える。

3	出先 機関 印	一 般 文 書 用	方二五	宮 城 県 (出先機関名) (之) 印	各出先機 関の長
---	---------------	-----------------------	-----	---------------------------	-------------

別表第二号の表8の項中

文 書 用 一 般	文 書 用 一 般
方二〇	方二〇
宮 城 県 (保 健 福 祉 事 務 所 名) 支 所 長 之 印	宮 城 県 (保 健 福 祉 事 務 所 名) 支 所 長 之 印
保 健 福 祉 事 務 所 各 地 域 事 務 所 長	保 健 福 祉 事 務 所 各 地 域 事 務 所 長

に改め、同表中11の項を12の項とし、

10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項の次に次のように加える。

9	出先 機関 長印	一 般 文 書 用	方二〇	宮 城 県 (出先機関名) 長 (之) 印	各出先機 関の長
---	----------------	-----------------------	-----	-----------------------------	-------------

附 則

を

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「管第 号 管財課 財産利用推進室」を

「管第 号 管財課」に、「医療第 号 医療整備課」を

「医療第 号 医療整備課 医学部設置推進室」に、「富県第 号 富県宮城推進室」を

「富県第 号 富県宮城推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「システム機器」を「システム機器等」に改める。

「第三章 システム機器の保護」を「第三章 システム機器等の保護」に改める。

第十条の見出し中「システム機器」を「システム機器等」に改め、同条中「サーバ、端末機」を「代表端末、業務端末」に改める。

第十一条第一項第一号中「サーバ」を「代表端末」に改め、同項第二号中「端末機」を「業務端末」に改める。

第十二条の見出し中「サーバ等」を「代表端末等」に改め、同条中「操作者用ICカード」を「操作者ID（操作権限を識別するための符号をいう。以下同じ）」に改める。

第十三条中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID（操作者を識別するための符号を

いう。以下同じ。）及び照合情報（静脈等の情報に不可逆演算を施して登録された情報をいう。以下同じ。）に改める。

第十四条中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改める。

第十五条を次のように改める。

（照合ID、照合情報及び操作者ID）

第十五条 アクセス管理責任者は、照合ID、照合情報及び操作者IDに関し、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 照合ID及び操作者IDの管理方法を定めること。

二 照合情報の登録及び削除の管理方法を定めること。

三 照合ID及び操作者IDの管理簿を作成すること。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の本人確認情報の管理に関する規程の規定による操作者用ICカード及びパスワードに係る管理については、なお従前の例による。

議 会

○宮城県議会訓令甲第二号

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県議会議長 安 藤 俊 威

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程の一部を改正する訓令

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用に関する規程（平成十六年宮城県議会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「特に希望する」を「国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員訓令第1号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県代表監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県監査委員事務局処務規程（昭和五十八年宮城県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条監査チームの項を次のように改める。

監査チーム

- 一 定期監査に関する事。
- 二 行政監査に関する事。
- 三 随時監査に関する事。
- 四 県議会及び知事の請求に基づく監査に関する事。
- 五 財政的援助団体等の監査に関する事。
- 六 決算審査に関する事。
- 七 例月出納検査に関する事。
- 八 指定金融機関等の監査に関する事。
- 九 住民監査請求、直接請求に基づく監査に関する事。
- 十 基金運用状況の審査に関する事。
- 十一 職員の賠償責任等の監査に関する事。
- 十二 健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の審査に関する事。

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会規則第3号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

瀨峰駐在所	栗原市瀨峰下藤沢162番地14
-------	-----------------

瀨峰駐在所	栗原市瀨峰桃生田4番地2
-------	--------------

める。

別表第4仙台東警察署の表高砂交番の項中「御蔵前を除く。」の次に「、町前一丁目」を、「港五丁目まで」の次に「、宮内一丁目」を加える。

別表第4塩釜警察署の表多賀城交番の項中「留ヶ谷三丁目まで」の次に「、中野」を加える。

別表第4石巻警察署の表蛇田交番の項中「あけぼの一丁目」を「茜平一丁目から茜平五丁目まで、あけぼの一丁目」に改め、「丸井戸三丁目まで」の次に「、わかば一丁目からわかば三丁目まで」を加え、同表大狐駐在所の項中「根岸」の次に「、美園一丁目から美園三丁目まで」を加える。

別表第4大河原警察署の表大河原駅前交番の項中「東新町」の次に「、広表」を加え、同表金ヶ瀬駐在所の項中「新寺、東新町、緑町及び南平」を「南平、新寺、東新町、広表及び緑町」に改め、同表沼辺駐在所の項中「新巻」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。